

広島県告示第三百三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第二項の規定により、平成七年十二月二十一日に定めた呉広域行政事務組合と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を平成二十年四月一日から廃止する。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山